# 第59回 岡山市第二農業委員会総会議事録

1 招集の日時 平成28年 4月18日(月) 午前10時00分

2 開会の日時 平成28年 4月18日(月) 午前10時00分

3 閉会の日時 平成28年 4月18日(月) 午前10時44分

4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール

5 委員の番号及び氏名並びに出席,欠席の別

定数26名 出席21名 欠席 5名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (23)	上岡耕一	出	1 3	錆 川 吉 正	出
職務代理者(7)	浮田孝允	出	1 4	水内清郎	欠
1	岸 本 博	出	1 5	岡本五樹	欠
2	近藤浩夫	出	1 6	難波勝利	欠
3	岩 居 晴 男	出	1 7	赤井史人	出
4	今 東 徳 雄	出	1 8	長田孝之	出
5	塩 飽 幹 廣	出	1 9	田淵勉	出
6	石田 始	出	2 0	藤田眞樹	出
_	_	_	2 1	延澤強哉	出
8	岡﨑章二	出	2 2	花口弘行	出
9	岡﨑利祐	出	_	_	_
1 0	岡﨑浜雄	出	2 6	藤 原   忍	欠
1 1	川間昌徳	出	2 7	磯 谷 和 行	欠
1 2	岸本行雄	出	2 8	森山幸治	出

## 6 農業委員以外の出席者

事務局 局 長 山神 一正 次 長 真田 明彦

参 事 箕浦 勝宏 課 長 万代 幸男

課長補佐 佐藤 孝司 課長補佐 浦上 和彦

係 長 入江 貢 副主査 大橋 和之

副 主 査 柴田 美佳

- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題
- 第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)
  - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
  - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
  - (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について(事務局長専決)
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について(事務局長専決)
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号(旧32条第1号)該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

### 第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他
- 9 議事録署名委員の氏名

5番: 塩 飽 幹 廣 17番: 赤 井 史 人

#### 10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは,ただいまから第59回 岡山市第二農業委員会 総会を開会します。本日の欠席は,5名です。

本日の議事録署名委員を指名します。 5番,塩 飽 幹 廣 **委員**、 17番,赤 井 史 人 **委員にお願いします**。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

大橋副主査 議案の訂正があります。まず議案の表紙を剥ぐってもらって議題の「第1号議案 農地関係申請等について」の報告(4)の「旧32号」とあるのを「旧32条」に 訂正,次に6ページから8ページまでの表題「申請等(5)」とあるのを「申請等(7)」に訂正,6ページ5番の備考欄中の自作地「4102」を「59」,貸付地の「1515」を削除,次に16ページ表題「第29号」とあるのを「第29条」,「旧第32号」とあるのを「旧32条」にそれぞれ訂正願います。

なお、3月18日の総会で許可の議決がなされ、3月30日の岡山県農業会議に諮問した転用許可申請につきましては、東区矢津の給油所・店舗への転用が3、000㎡を超えていることから現地調査の対象で保留となり、その他は全件許可適当との答申がありました。そして保留となった矢津の案件も4月7日の現地調査後、許可適当との答申がありましたので、すべて許可指令書を交付しておりますので報告します。

なお、この4月1日から改正農地法が施行され、転用面積が30アール以下の案件については、県農業会議への諮問手続きが必須ではなくなり任意と規定されましたので、諮問が必要との議決がなされない限り、総会の議決で許可ということになります。

議 長 それでは、第1号議案に入ります。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申 請について中区協議会の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査

1ページ1番,増反による所有権移転です。受人は現在,約61アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員

1番の1件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見としています。 引き続きのご審議をお願いします。

議長

以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議長

次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが、3番受け人が錆川委員の関係者である ため3番から説明ご意見を伺いたいと思います。それでは事務局説明願います。

錆川委員退出

大橋副主査

3番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.3~クタール農地を 耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機 械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定 める下限面積30アールも超えていることから、許可要件をすべて満たしている と考えられます。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 3番について審議した結果,事務局説明のとおりであり,許可意見としています。

議 長 以上の報告について何かご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)について、3番を許可と決定します。

錆川委員入室

議長引き続き事務局説明願います。

大橋副主査

1ページ2番,借入地取得による所有権移転です。受人は現在,約93アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アールも超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番増反による所有権移転です。受人は現在、約1.4~クタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番,借入地取得による所有権移転です。受人は現在,約5.4~クタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在約41アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農地取得後の下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は、現在約81アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8,9,10,11番は受人が同じなので同時に説明します。新規農による 8番が所有権移転で、9番から11番が使用貸借権の設定で許可の日から10年間です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域 との関係などをみても問題がないこと、許可後の耕作面積が農業委員会の定め る下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番, 増反による所有権移転です。受人は, 現在, 約1.7~クタール農

地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は、現在、約38アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番,受贈による所有権移転です。受人は、現在、約35アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

## 議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤 井 委員 3番を除く2番から14番までの12件について審議した結果,事務局の説明のと おり,全件許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長長以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)については、3番を除く1番から14番までの13件を許可 と決定してよろしいでしょうか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等(1)について,全件を許可とします。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。 事務局から東区協議会の説明をお願いします。

大橋副主査 2ページ1番,平成27年11月2日付けで農振除外済みの案件です。申請地は 農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され,転用目的は農家住宅です。 受人は現在約20アール,ぶどう等の果樹を栽培しており,住まいは中区の借 家に居住していますが,耕作地から遠くまた手狭なため,自己所有農地を農家 住宅へ転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また, 転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと思われます。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

1番の1件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見としています。 引き続きのご審議をお願いします。

議長

以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議長

それでは申請等(2)の1件について、許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員

よろしい。

議長

それでは、申請等(2)の1件については許可と決定します。

次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。 事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

4ページ1番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で賃借権を設定します。貸しの露天施設のため、永久転用目的による3年間の一時転用です。受人は現在、中区江崎で自動車販売業を営んでおりますが、駐車場が不足し、車両の入れ替えに不便なため、隣接しており車両を移動させるのに便利な申請地を借り受けて、露天駐車場に転用しようとするものです。1種農地ですが、一時転用のため、不許可の例外要件に該当します。

2番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、 転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、南区藤田の借家 に家族3人で居住していますが、手狭なため、高齢化する両親の生活援助に便 利な母所有の申請地を借り受けて、分家住宅を建築しようとするものです。農 地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

議長

中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員

1番,2番の2件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長

以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議長

事務局から東区協議会の説明をお願いします。

大橋副主査

4ページ3番,平成27年8月締め農振除外申出があり,除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され,転用目的は自己住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在渡人である父

の居宅で生活しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、父所有の農地を借り受けて自己住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

4番、申請地は農用地区域内の農用地で、転用目的は露天農業用資材置場と露天農業用車両駐車場です。受人は現在申請地近郊で70アール以上、ビニールハウスを設置し果樹を栽培しておりますが、ハウス栽培を行うため、近隣地に農業用露天施設が必要であるため所有者と調整のついた当該地を譲り受けて転用申請するものです。農振農用地ですが「農用地利用計画に指定された用途」に該当し例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

5番,平成27年5月1日農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10~クタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在中区の借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、将来の生活を考慮し実家に近い祖父所有の農地を借り受けて転用しようとするものです。1種農地ですが「集落に接続した住居」に該当し、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

6番,平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりが10~クタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在南区の借家に居住しておりますが、子供が生まれることもあり家財道具が増え手狭となったため、農業の手伝いもできる実家に近い父所有の農地を借り受けて転用しようとするものです。1種農地ですが「集落に接続した住居」に該当し、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

7番,8番,9番,10番,11番は元が同一農地であるため同時に説明します。 農地の広がりが10~クタール未満の2種農地で、転用目的は自己住宅で所有権を移 転します。

7番,受人は現在,南区の借家に家族3人で居住しておりますが子供の成長 に伴い家財道具が増え手狭となったため,東区の実家に近い申請地を譲り受け て自己住宅に転用しようとするものです。

8番、受人は現在、中区の借家に家族3人で居住しておりますが家財道具が 増え手狭となったため、受け人の勤務先に近い申請地を譲り受けて自己住宅に 転用しようとするものです。

9番,受人は現在,中区の借家に家族3人で居住しておりますが,家財道具が増え手狭となったため,受人の勤務先や実家に近い申請地を譲り受けて自己住宅に転用しようとするものです。

10番,受人は現在,南区の借家に家族3人で居住しておりますが,家財道 具が増え手狭となったため,受人の実家に近い申請地を譲り受けて自己住宅に 転用しようとするものです。

11番,受人は現在,倉敷市の借家に家族5人で居住しておりますが,家財道具が増え手狭となったため,受人の妻の実家に近く協力して生活するのに便利な申請地を譲り受けて自己住宅に転用しようとするものです。

5件とも、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積、被害 防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、 転用目的は自己住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在東区瀬戸町の借家 に居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、 母所有の農地を借り受けて自己住宅に転用しようとするものです。農地区分と 転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準 上も問題ないと思われます。

### 議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

3番から12番までの10件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可 意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)の12件について,許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(3)の12件については全件許可と決定します。

次に別紙の申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転), 申請等(5)利用集積計画の決定について(利用権の設定),申請等(6)利用集積計 画の決定について(利用権の設定及び転貸)について一括して審議します。事務局か ら中区協議会の説明をお願います。

柴田副主査 別紙をご覧ください。申請等 (4) 1ページ1番, 2番の2件は利用権の移転, 申請等 (5) 2ページ1番から6ページ35番の35件は相対で貸し借り

する利用権設定、申請等(6)98ページ1番から109ページ56番までの 56件は農協から転貸する利用権設定です。いずれも本年2月に受付したもの で、問題がなければ5月に公告されます。詳細は、お手元にございます利用集 積集計票をご参照ください。以上の計画内容は経営面積、従事日数など農業経 営基盤強化促進法18条3項の各要件をみたしていると考えられ、中区協議会 では承認意見となっています。

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。 長 議

全. 員 異議なし。

議 長 次に, 東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 別紙をご覧ください。申請等(5)7ページ1番から97ページの791番までです。 これは相対で貸し借りをする利用権設定です。いずれも本年2月末までに受付したもの で問題なければ5月に岡山市長により公告されます。内訳等の詳細は手元にございます 利用集積集計票をご参照ください。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では承認意見となっています。

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。 議 長

員 全 異議なし。

それでは、別紙申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用 議 長 権の移転)、申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の 設定),申請等(6)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定 及び転貸)は原案のとおり決定とします。

> 次に、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から 説明をお願いします。

柴田副主査 6ページ1番,相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく,自作 地は届出人で耕作、管理し、貸付地は引き続き貸付けます。

> 2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理 します。

> 3番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作 します。

> 4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作 します。

> 5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理 します。

7ページ6番,相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

7番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出 人で耕作します。

8番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付します。

9番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付します。

10番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

議長

以上の説明について何かご意見ご質問はありませんか。

全 員

異議なし

議長

それでは、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、10件を受理と決定します。

次に報告について事務局から説明をお願いします。

大橋副主査

報告(1)4条届については、9ページ1番から7番の7件です。転用目的は共同住宅が3件、市道が2件、自己用住宅が1件、高齢者施設用地が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、10ページ1番から11ページ17番の17件です。 転用目的は分譲住宅地等が7件、敷地拡張が1件、自己用住宅等が3件、市道が1件、 露天資材置場が1件、共同住宅及び露天資材置場が1件、露天駐車場が2件、マン ション用地が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知は、12ページ1番から15ページ20番の20件です。解約理由は耕作目的が16件、転用目的が4件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)施行規則第29条(旧第32条)該当転用届については、16ページ 1番から2番の2件です。内容は農業用通路及び農作業場が1件、農業用倉庫が1件 です。

報告(5)農地改良届については、17ページ1番の1件です。内容は普通野菜畑 及び果樹園が1件です。

議 長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全 員 ありません

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。 続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いし ます。

万代課長 2号議案の農政関係等について説明

議 長 なにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありが とうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉会 午前10時44分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員